

国会公契第6号  
国官技第88号  
国営整第61号  
令和2年7月17日

各地方整備局長 殿

大臣官房長

「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに  
契約の内容等に係る情報の公表について」の一部改正について

建設コンサルタント業務等における入札契約過程及び契約内容等に係る情報の公表については、「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成14年9月5日付け国官会第1211号、国地契第34号）等に基づき公表内容及び公表時期等が定められているところであるが、公表内容の充実及び公表時期の早期化の推進により一層の競争性・透明性を確保するとともに、入札手続に係る合理化・効率化を図るべく、下記のとおり上記通達の一部を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(別紙) 1 定義 (1)～(6) (略) <u>(7)</u> この通達において、「業務設計書」とは、予定価格の算出に用いた業務価格について、項目、工種、種別及び細別ごとの数量、金額等を明示する資料及びこれに付随する資料をいう（建築関係建設コンサルタント業務にあつては、項目ごとの数量、金額等を明示	(別紙) 1 定義 (1)～(6) (略) (新設)

する資料に限る。)

(8)～(12) (略)

2 (略)

3 公表の内容

I (略)

(1) (略)

(2) 指名競争に付した場合

①～④ (略)

⑤イ) 予定価格(税抜き)の積算内訳

ロ) 業務設計書

⑥～⑫ (略)

(3) プロポーザルに付した場合

①～⑥ (略)

⑦イ) 予定価格(税抜き)の積算内訳

ロ) 業務設計書

⑧～⑪ (略)

(4) 随意契約によることとした場合

① (略)

②イ) 予定価格(税抜き)の積算内訳

ロ) 業務設計書

③～⑥ (略)

II (略)

(1) (略)

(2) 指名競争に付した場合

①～④ (略)

⑤イ) 予定価格(税抜き)の積算内訳

ロ) 業務設計書

⑥～⑫ (略)

(3) プロポーザルに付した場合

①～⑥ (略)

⑦イ) 予定価格(税抜き)の積算内訳

ロ) 業務設計書

⑧～⑪ (略)

(4) 随意契約によることとした場合

① (略)

②イ) 予定価格(税抜き)の積算内訳

ロ) 業務設計書

③～⑥ (略)

4 公表の時期

I (略)

(1) (略)

(2) 指名競争に付した場合

3 I (2) ①は、指名通知後(公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合においてはそれを定めた後)速やかに公表するものとする。

3 I (2) ②から⑤イ)まで、⑥イ)及び⑦は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

(7)～(11) (略)

2 (略)

3 公表の内容

I (略)

(1) (略)

(2) 指名競争に付した場合

①～④ (略)

⑤ 予定価格(税抜き)の積算内訳

⑥～⑫ (略)

(3) プロポーザルに付した場合

①～⑥ (略)

⑦ 予定価格(税抜き)の積算内訳

⑧～⑪ (略)

(4) 随意契約によることとした場合

① (略)

② 予定価格(税抜き)の積算内訳

③～⑥ (略)

II (略)

(1) (略)

(2) 指名競争に付した場合

①～④ (略)

⑤ 予定価格(税抜き)の積算内訳

⑥～⑫ (略)

(3) プロポーザルに付した場合

①～⑥ (略)

⑦ 予定価格(税抜き)の積算内訳

⑧～⑪ (略)

(4) 随意契約によることとした場合

① (略)

② 予定価格(税抜き)の積算内訳

③～⑥ (略)

4 公表の時期

I (略)

(1) (略)

(2) 指名競争に付した場合

3 I (2) ①は、指名通知後(公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合においてはそれを定めた後)速やかに公表するものとする。

3 I (2) ②、③及び⑦は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 I (2) ⑤ロ)、⑥ (イ) を除く。  
) 及び⑨は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 I (2) ⑧及び⑫は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 I (2) ⑩は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 I (2) ⑪は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) ・ (4) (略)

## II (略)

(1) (略)

(2) 指名競争に付した場合

3 II (2) ①は、指名通知後（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合においてはそれを定めた後）速やかに公表するものとする。

3 II (2) ②から⑤イ) まで、⑥イ) 及び⑦は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 II (2) ⑤ロ)、⑥ (イ) を除く。  
) 及び⑨は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 II (2) ⑧及び⑫は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 II (2) ⑩は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 II (2) ⑪は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) ・ (4) (略)

## 5 公表の方法

### I (略)

(1) (略)

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 I (2) ①から③まで、⑤イ)、⑥ (イ) を除く。) 及び⑧から⑫まで、3 I (3) ①から⑤まで、⑦イ) 及び⑧から⑪まで、3 I (4) ②イ) 及び③から⑥までは、閲覧に供する方法によるものとする。

3 I (2) ①（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合に限る。）④、⑥イ) 及び⑦、3 I (3) ①（標準プロポーザルに付した場合を除く。）及び⑥並びに3 I (4) ①は、「入札情報サービス（PPI）」を利用してインターネットにより公表するとともに、閱

3 I (2) ④から⑥まで及び⑨は、契約の締結後速やかに公表するものとする  
。

3 I (2) ⑧及び⑫は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 I (2) ⑩は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 I (2) ⑪は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) ・ (4) (略)

## II (略)

(1) (略)

(2) 指名競争に付した場合

3 II (2) ①は、指名通知後（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合においてはそれを定めた後）速やかに公表するものとする。

3 II (2) ②、③及び⑦は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 II (2) ④から⑥まで及び⑨は、契約の締結後速やかに公表するものとする  
。

3 II (2) ⑧及び⑫は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 II (2) ⑩は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 II (2) ⑪は、成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) ・ (4) (略)

## 5 公表の方法

### I (略)

(1) (略)

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 I (2) ①から③まで、⑤、⑥ (イ) を除く。) 及び⑧から⑫まで、3 I (3) ①から⑤まで及び⑦から⑪まで並びに3 I (4) ②から⑥までは、閲覧に供する方法によるものとする。

3 I (2) ①（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合に限る。）④及び⑦、3 I (3) ①（標準プロポーザルに付した場合を除く。）及び⑥イ) 並びに3 I (4) ①は、「入札情報サービス（PPI）」を利用してインターネットにより公表するとともに、閱

覧に供する方法によるものとする。

3 I (2) ⑤ロ)、3 I (3) ⑦ロ) 及び3 I (4) ②ロ) は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

II (略)

(1) (略)

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 II (2) ①から③まで、⑤イ)、⑥(イ)を除く。) 及び⑧から⑫まで、3 II (3) ①から⑤まで、⑦イ) 及び⑧から⑪まで、3 II (4) ②イ) 及び③から⑥までは、閲覧に供する方法によるものとする。

3 II (2) ① (公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合に限る。) ④、⑥イ) 及び⑦、3 II (3) ① (標準プロポーザルに付した場合を除く。) 及び⑥並びに3 II (4) ①は、「入札情報サービス (PAS)」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧に供する方法によるものとする。

3 II (2) ⑤ロ)、3 II (3) ⑦ロ) 及び3 II (4) ②ロ) は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

[標準様式例 2 - 1]

〇〇地方整備局 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇地方整備局会議室
委員	(略)
審議対象期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
(略)	

を設け閲覧に供する方法によるものとする。

(新設)

II (略)

(1) (略)

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 II (2) ①から③まで、⑤、⑥(イ)を除く) 及び⑧から⑫まで、3 II (3) ①から⑤まで及び⑦から⑪まで並びに3 II (4) ②から⑥までは、閲覧に供する方法によるものとする。

3 II (2) ① (公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合に限る。) ④及び⑦、3 II (3) ① (標準プロポーザルに付した場合を除く。) 及び⑥イ) 並びに3 II (4) ①は、「入札情報サービス (PAS)」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。

(新設)

[標準様式例 2 - 1]

〇〇地方整備局 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇地方整備局会議室
委員	(略)
審議対象期間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
(略)	

[標準様式例 2 - 2]

〇〇地方整備局 入札監視委員会苦情処理会議 審議概要

開催日及び場所	令和〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇地方整備局会議室		
委員	(略)		
審議対象期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日		
(略)	(略)		
再苦情申立概要		申立日	件名 (略)
	(1)	R〇.〇.〇	
	(2)	R〇.〇.〇	
	(3)	R〇.〇.〇	
(略)	(略)		

[標準様式例 3]

指名停止措置の概要	
1. (略)	
2. 指名停止措置期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日 (〇ヶ月間)
3. ～5. (略)	

[標準様式例 4 - 2]

(略)  
 ③入札日 (指名のみ) : 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
 (略)

[標準様式例 7 - 1]

契約の内容

契約年月日	令和〇〇年〇月〇日
(略)	(略)
履行期間 (自)	令和〇〇年〇月〇日
履行期間 (至)	令和〇〇年〇月〇日
(略)	(略)

[標準様式例 7 - 2]

(第〇回、最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和〇〇年〇月〇日
(略)	(略)
履行期間 (自)	令和〇〇年〇月〇日
履行期間 (至)	令和〇〇年〇月〇日
(略)	(略)

[標準様式例 2 - 2]

〇〇地方整備局 入札監視委員会苦情処理会議 審議概要

開催日及び場所	平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇地方整備局会議室		
委員	(略)		
審議対象期間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日		
(略)	(略)		
再苦情申立概要		申立日	件名 (略)
	(1)	H〇.〇.〇	
	(2)	H〇.〇.〇	
	(3)	H〇.〇.〇	
(略)	(略)		

[標準様式例 3]

指名停止措置の概要	
1. (略)	
2. 指名停止措置期間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日 (〇ヶ月間)
3. ～5. (略)	

[標準様式例 4 - 2]

(略)  
 ③入札日 (指名のみ) : 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
 (略)

[標準様式例 7 - 1]

契約の内容

契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
(略)	(略)
履行期間 (自)	平成〇〇年〇月〇日
履行期間 (至)	平成〇〇年〇月〇日
(略)	(略)

[標準様式例 7 - 2]

(第〇回、最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	平成〇〇年〇月〇日
(略)	(略)
履行期間 (自)	平成〇〇年〇月〇日
履行期間 (至)	平成〇〇年〇月〇日
(略)	(略)

[標準様式例 7-3]  
随意契約結果及び契約の内容

(略)	(略)
契約年月日	令和〇〇年〇月〇日
(略)	(略)
履行期間(自)	令和〇〇年〇月〇日
履行期間(至)	令和〇〇年〇月〇日
(略)	(略)

[標準様式例 7-3]  
随意契約結果及び契約の内容

(略)	(略)
契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
(略)	(略)
履行期間(自)	平成〇〇年〇月〇日
履行期間(至)	平成〇〇年〇月〇日
(略)	(略)

#### 附 則

この通知は、令和2年7月17日から適用する。ただし、3 I 及び 3 II 中、次に掲げる事項の公表については、関係機関との調整に期間を要する場合は、令和3年3月31日までを限度として、準備が整うまでの間、なお従前の例による。

- 一 3 I 中、(2) ⑤ロ)、(3) ⑦ロ) 及び (4) ②ロ)
- 二 3 II 中、(2) ⑤ロ)、(3) ⑦ロ) 及び (4) ②ロ)